

事業者向け

令和6年
申請
締切 **11/30** ※消印有効 土

宜野湾市中小・小規模事業者等 エネルギー 価格高騰対策 **助成金**

電気代やガソリンなどエネルギー価格物価高騰の影響を受ける
市内中小・小規模事業者へ助成金を交付します。

対象者

- (1) 令和5年7月1日時点かつ申請日時点において、宜野湾市内で事業を営む法人及び個人事業者
- (2) 市内で事業継続の意思がある者
- (3) エネルギー価格高騰の影響を受け、令和5年7月1日から令和5年12月31日までの間に燃料費や光熱費等のエネルギー経費において、法人は5万円以上、個人事業者は3万円以上の支出がある者

法人に

5万円
給付



個人事業者

3万円
給付



対象経費：燃料費（ガソリン、軽油、重油、その他燃料費等）・光熱費（電気、ガス、灯油）

申請方法

以下の必要書類を宜野湾市商工会まで郵送にて申請してください。

※本事業は商工会会員以外の方々も申請可能となっております。

- (1) 交付申請書兼請求書
- (2) 誓約書兼同意書
- (3) 市内に事業実態を有することが確認できる書類
- (4) エネルギー経費支出が確認できる書類
- (5) 本人確認書類
- (6) 振込先通帳の表紙及び表紙裏のコピー



申請・問い合わせ先

宜野湾市商工会

電話：098-897-0111

〒901-2224 宜野湾市真志喜1-11-11

※詳細は申請要領をご確認下さい。

※申請書類等は宜野湾市商工会・宜野湾市役所産業政策課窓口で
直接取得できるほか以下のURL又はQRコードからダウンロードできます。

商工会HP <https://www.ginowan.or.jp>

市役所HP <https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/keizai/3/14042.html>

既に助成金を受けた方及び申請済みの方は対象外となります。

